



愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年6月10日金曜日 第314号

◇ 目 次 ◇ 告 示

自衛官候補生の採用試験.....	(総務管理課) ...	547
大規模小売店舗の変更の届出の概要等(2件).....	(経営支援課) ...	547
落札者等の告示.....	(障がい福祉課) ...	549
保安林予定森林にする旨の通知.....	(森林整備課) ...	549
指定居宅サービス事業者の指定.....	(南予地方局地域福祉課) ...	549
指定介護予防サービス事業者の指定.....	(") ...	549
指定居宅サービス事業の廃止.....	(") ...	550
介護医療院の開設の許可.....	(") ...	550
道路の区域変更(県道宇和島城辺線).....	(南予地方局管理課) ...	550
道路の区域変更(県道立石内子線).....	(南予地方局大洲土木事務所) ...	550
道路の供用開始(").....	(") ...	550

公 告

職業訓練指導員試験の実施.....	(労務雇用課) ...	551
高純度ゲルマニウム多重波高分析装置の購入.....	(会計課) ...	551

選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出.....	(選挙管理委員会) ...	552
政治団体の届出事項の異動の届出.....	(") ...	552
政治団体の解散の届出.....	(") ...	553
資金管理団体でなくなった旨の届出.....	(") ...	553
資金管理団体の届出事項の異動の届出.....	(") ...	553
個人演説会等を開催することができる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設の一部改正.....	(") ...	554

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第654号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

令和4年6月10日

愛媛県知事 中村時広

試験期日	試験場の位置	試験場の名称	担当区域
筆記試験、作文、適性検査、口述試験及び身体検査 令和4年6月21日(火)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域
筆記試験、作文及び適性検査(WEB試験) 令和4年6月18日(土)0時から令和4年6月19日(日)24時の間で任意の時間 口述試験及び身体検査については令和4年6月21日(火)	任意の場所 口述試験及び身体検査については松山市南梅本町乙115番地	任意の場所 口述試験及び身体検査については陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第655号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和4年6月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 の 日
フジ古川椿店	松山市古川西二丁目985番地 外	大規模小売店舗の名称	サニーT S U B A K I 古川店	フジ古川椿店	令和4年11月15日	令和4年5月27日
		大規模小売店舗を設置する者	株式会社サニーT S U B A K I 松山市古川西二丁目8番30号 代表取締役 豊田 洋介	株式会社フジ 松山市宮西一丁目2番1号 代表取締役 尾崎 英雄		
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社サニーT S U B A K I 松山市古川西二丁目8番30号 代表取締役 豊田 洋介	株式会社フジ・リテイリング 松山市宮西一丁目2番1号 代表取締役 山口 普		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第656号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和4年6月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 の 日
フジ古川椿店	松山市古川西二丁目985番地 外	駐車場の位置及び収容台数	99台	54台	令和4年11月15日	令和4年5月27日
		駐輪場の位置及び収容台数	63台	67台		
		廃棄物等の保管施設の位置及び容量	80.73立方メートル	25.92立方メートル		
		荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後6時まで	午前6時から午後10時まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第657号

次のとおり落札者を決定した。

令和4年6月10日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
愛媛県視聴覚福祉センターエレベータ 設備修繕	愛媛県保健福祉部 生きがい推進局障 がい福祉課 愛媛県松山市一番 町四丁目4番地2	令和4年5月27日	株式会社日立ビルシ ステム四国支社 香川県高松市寿町一 丁目3番2号	83,820,000円	一般競争入札	令和4年4月15日

○愛媛県告示第658号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年6月10日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林予定森林の所在場所

東温市河之内字奥南乙1673の70、字風呂ノ谷乙1698の53

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第659号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和4年6月10日

愛媛県南予地方局長 赤坂克洋

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社クオリア	訪問看護ステーションくるみ南予	愛媛県大洲市新谷乙375番地2	令和4年4月1日	訪問看護
株式会社フォレストケア	訪問介護センターやすらぎ	愛媛県喜多郡内子町内子716番地	令和4年4月1日	訪問介護
株式会社フォレストケア	デイサービスセンターやすらぎ	愛媛県喜多郡内子町内子716番地	令和4年4月1日	通所介護

○愛媛県告示第660号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和4年6月10日

愛媛県南予地方局長 赤坂克洋

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社クオリア	訪問看護ステーションくるみ南予	愛媛県大洲市新谷乙375番地2	令和4年4月1日	介護予防訪問看護

○愛媛県告示第661号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和4年6月10日

愛媛県南予地方局長 赤坂克洋

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社ライズ	ヘルパーステーションこころ	愛媛県宇和島市別当二丁目4番1号	令和4年4月30日	訪問介護

○愛媛県告示第662号

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可した。

令和4年6月10日

愛媛県南予地方局長 赤坂克洋

介護医療院の開設者の名称又は氏名	介護医療院		許可年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人 大志会	矢野脳神経外科医院 介護医療院	愛媛県八幡浜市古町一丁目6番12号	令和4年4月1日	介護医療院

○愛媛県告示第663号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年6月10日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	宇和島城辺線	宇和島市津島町岩測乙607-1地先から 同町岩測丁439-1地先まで	旧	メートル 4.2~4.9	キロメートル 0.108	
		宇和島市津島町岩測乙603-1から 同町岩測乙593-1まで	新	7.5~19.5	0.108	
"	"	宇和島市津島町岩測乙265地先から 同町岩測乙266-3地先まで	旧	3.6~8.1	0.055	
		宇和島市津島町岩測乙265から 同町岩測乙266-3まで	新	8.6~11.7	0.055	

○愛媛県告示第664号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年6月10日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	立石内子線	喜多郡内子町大瀬南1027番2から 同町大瀬南1037番2まで	旧	メートル 4.2~6.8	キロメートル 0.045	
			新	10.6~19.5	0.045	

○愛媛県告示第665号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年6月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	立石内子線	喜多郡内子町大瀬南1027番2から 同町大瀬南1037番2まで	令和4年6月10日
”	”	喜多郡内子町大瀬南6798番3から 同町大瀬南6593番2まで	”

公 告

○公 告

職業訓練指導員試験の実施について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条の規定に基づき、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和4年6月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 試験を実施する職種

(1) 実技試験を実施する職種

織機調整科

(2) 学科試験（関連学科及び指導方法）を実施する職種

電気科、建築科及び織機調整科

(3) 学科試験（指導方法）を実施する職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11に掲げる全職種（(2)に掲げる職種を除く。）

2 試験の実施期日

(1) 実技試験（織機調整科のみ）

令和4年9月29日（木）、30日（金）8：30～17：15

（予備日 令和4年10月6日（木）、7日（金）8：30～17：15）（日時は、受験者の申込状況によって決定する。）

(2) 学科試験

令和4年10月1日（土）10：00～15：15

3 試験の実施場所

実技試験（織機調整科のみ）及び学科試験

今治市桜井団地四丁目1番地の1

愛媛中央産業技術専門学校

4 受験申請書の提出期間

令和4年6月10日（金）から7月1日（金）までとする。

ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

5 受験申請書の提出先

松山市一番町4丁目4番地2

愛媛県経済労働部産業雇用局労政雇用課

6 合格発表

令和4年10月下旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知する。

7 その他

(1) 受験手続の詳細を記載した受験案内及び受験申請書は、労政雇用課において交付する。

なお、郵送を希望する者は、宛先を明記し、120円分の郵便切手を貼った返信用封筒を同封の上、労政雇用課へ申し込むこ

と。

(2) この試験についての問合せは、労政雇用課職業能力開発グループ（電話（089）912 - 2504）にすること。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和4年6月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

高純度ゲルマニウム多重波高分析装置の購入

(2) 購入物品名及び数量

高純度ゲルマニウム多重波高分析装置 2式

（使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。）

(3) 購入物品の内容等

入札説明書等による。

(4) 納入期限

令和5年2月28日（火）

(5) 納入場所

入札説明書等による。

(6) 入札方法

ア 入札は、原則として愛媛県電子入札システムを利用して行うこととするが、愛媛県電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合には、紙入札を行うことができる。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間

- に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
- (5) 緊急時に速やかに対応できるものであること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
愛媛県出納局会計課用品調達係
〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話(089)912 2156
- (2) 入札書の受領期限
令和4年7月15日(金)午前9時から同月19日(火)午前9時59分まで
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
令和4年7月19日(火)午前10時00分
愛媛県庁第二別館5階 入札室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
提出期限: 令和4年7月11日(月)午後5時

- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
ア 契約保証金
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第152条から第154条までの規定による。
イ 入札書の提出方法
電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。
紙入札による場合は、入札書を直接または郵便(書留郵便に限る。)により提出すること。
ウ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:
High Purity germanium semiconductor detector , 2 set . One of them has an automatic sample changer .
- (2) Time limit of tender: 9:59 a.m. , 19 July 2022
- (3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , Accounting Division , Treasury Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2156

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第32号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。
令和4年6月10日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

- 1 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
田坂しんいち後援会	田坂 信 一	田坂 恭 子	松山市石手白石甲5-2	令和4年5月19日

○愛媛県選挙管理委員会告示第33号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。
令和4年6月10日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

- 1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
社会民主党愛媛県第4区支部連合	大山政司	会計責任者	篠田豊成	河野道生	令和4年5月1日
自由民主党東予周桑支部	渡部浩	会計責任者	原口亜紀	藤井武彦	令和4年5月13日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
中村たくぞう後援会	村上英治	会計責任者	中村勝彦	赤瀬文夫	令和3年12月1日
高橋英行後援会	高橋英行	主たる事務所の所在地	八幡浜市裁判所通1557-1	八幡浜市1557-1	令和4年4月29日
矢野なおよし後援会	矢野尚良	主たる事務所の所在地	松山市居相三丁目15-8	松山市土居町952-1	令和4年5月25日
八幡浜医師連盟	芝田宗生	代表者	芝田宗生	清水久和	令和4年5月27日
		会計責任者	鎌田洋一郎	矢野正仁	

○愛媛県選挙管理委員会告示第34号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和4年6月10日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚岩男

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党愛媛県今治市第三支部	徳永繁樹	令和4年4月30日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
井上和浩後援会	浅野浩二	令和3年8月31日
福島あきのり後援会	下田哲	令和3年10月1日
井村雄三郎後援会	藤川文義	令和4年3月31日
くもみね広行後援会	雲峰広行	令和4年5月25日

にゅうのや利和後援会	丹生谷利和	令和4年5月25日
山瀬忠吉後援会	山瀬忠吉	令和4年5月25日

○愛媛県選挙管理委員会告示第35号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和4年6月10日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚岩男

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
雲峰広行	くもみね広行後援会	令和4年5月25日
丹生谷利和	にゅうのや利和後援会	令和4年5月25日
山瀬忠吉	山瀬忠吉後援会	令和4年5月25日

○愛媛県選挙管理委員会告示第36号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり同項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

令和4年6月10日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚岩男

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
高橋英行	高橋英行後援会	主たる事務所の所在地	八幡浜市裁判所通1557-1	八幡浜市1557-1	令和4年4月29日

○愛媛県選挙管理委員会告示第37号

個人演説会等を開催することができる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設（平成22年1月愛媛県選挙管理委員会告示第7号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和4年6月10日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
施設の名称	施設の所在地	定員（人）	施設の名称	施設の所在地	定員（人）
宇和島市総合福祉センター	省略		宇和島市総合福祉センター	省略	
八幡浜市民スポーツセンター	八幡浜市北浜一丁目5番1号	2,824	八幡浜市民スポーツセンター（メインアリーナ）	八幡浜市北浜一丁目5番1号	2,500
			八幡浜市スポーツセンター（サブアリーナ）	八幡浜市北浜一丁目5番1号	300
			八幡浜市民スポーツセンター（会議室）	八幡浜市北浜一丁目5番1号	24
みなと交流館	八幡浜市沖新田1581番地23及び1581番地24	150	みなと交流館（多目的ホール）	八幡浜市沖新田1581番地23及び1581番地24	100
			みなと交流館（会議室）	八幡浜市沖新田1581番地23及び1581番地24	50
川之石地区交流拠点施設	八幡浜市川之石3番耕地11番地1	190			
省略			省略		